

スペイン「歴史記憶法」の成立過程（2004～2008年）

加藤伸吾

はじめに	2
1. 歴史記憶法の概要	3
2. 前史（サパテロ第1次政権成立（2004年）まで）	5
3. 論点の顕在化（2004年～2006年前半）	9
4. 与野党対立の深化（2006年後半～可決成立後まで）	16
おわりに	25
参考文献	28

はじめに¹⁾

2007年10月31日、スペイン下院において、いわゆる「歴史記憶法案」が可決し、同年12月10日同法は施行された。同法は、90年代後半から緩やかに始まり、サパテロ第1次政権（2004～2008年）に隆盛を迎えたスペインの歴史認識問題に関する公的な議論を背景に生まれた。

その法制化の過程はサパテロ政権成立後すぐ始まったとあってよいが、難航を極めた挙句、政府・与党以外は「誰も満足しない法案」と呼ばれ、もともと歴史認識に関する問題提起と法制化に懐疑的な右派の民衆党（PP）から、法制化を積極的に推進した左派政党（統一左翼とカタルーニャ・イニシアティブ（IU-ICV）、及びカタルーニャ共和左派（ERC））、あるいはスペイン内戦及びフランコ体制の犠牲者団体に至るまで、多方面から大きな批判を蒙った上で、サパテロ第1次政権の任期切れ直前にいわば駆け込みで成立した。

以下本稿では、サパテロ第1次政権を通じて継続したこの法制化のプロセスを、政府・与党案が閣議決定され与野党間交渉が始まる2006年7月末を境に、前後半の2つに分けて観察する。可決成立後の法案の概要（下記1.）、法制化プロセスが始まる前までの背景（同2.）を簡単に振り返った後、法制化プロセスの前半期（同3.）では、法案を巡る主要な論点、各党の法案（及び歴史認識問題）への態度が明らかとなるとともに、政府・与党案作成に当たった関係省庁間委員会の作業に当初の予想を大幅に上回る時間を要した様子が描写される。後半期（同4.）では、可決成立に至るまでの政府・与党案を巡る交渉を詳述し、可決成立後現在に至るまでの様子が述べられる。「おわりに」では、同法に対する若干の評価を試みる。

1) 本稿執筆に際し、貴重なコメントを頂戴した山田彰・外務省国際協力局参事官（前在スペイン日本大使館公使）、サントス・フリア教授、パロマ・アギラール助教授（以上スペイン国立遠隔教育大学）に対し謝意を表したい。

1. 歴史記憶法の概要²⁾

「歴史記憶法」は実は通称であり、正式には「内戦及び独裁の間迫害あるいは暴力に苦しんだ人々のため、権利を認知及び拡張し措置を定める法律」と称する。この通称と正式名称のずれに、この法律の一つの特徴が現れている。つまり、法制化に積極的な IU-ICV、ERC、及び犠牲者団体は、当初内戦及びフランコ時代に迫害された犠牲者とその家族の、迫害という記憶に対する公的認知を求めるところから出発した。彼らによれば、民主化に際して諸政治勢力間で内戦及びフランコ時代についての「沈黙の協定」が結ばれ（後述）、抑圧の犠牲者に対する十分な認知が行われなかったというのである。これに対し、サパテロ内閣及び与党 PSOE は、「歴史の記憶を定めるのは政府ではなく、歴史家の仕事」として、法律内に「記憶」の語を用いることを回避し続け、可決成立まで「記憶」の語が入ることはなかった。³⁾

この「記憶」への言及の他にも、多様な論点で各政党の思惑が交錯し、曲折を経た結果を箇条書きで概述するなら、以下の通りとなろう。なお、括弧内は該当する条文等である。

- ① 道徳的補償 (reparación moral) : 「内戦及びフランコ体制の期間中、政治、イデオロギー、あるいは宗教上の理由により迫害あるいは暴力に苦しんだ人々の権利を認識し回復する」措置の定義。(法律名、前文、第 1 条、第 2 条など)
- ② フランコ体制の非難: 2002 年の下院による法的効果を持たないフランコ体制非難決議、及び 2006 年の欧州評議会議員会議の恒久的委員会による非難決議に依拠しながら、スペイン民主化後初めて法律にフランコ体制への非難が盛り込まれた。(前文)
- ③ 旧法の放棄: 内戦及びフランコ体制期間中、「迫害あるいは暴力」の法的根

2) BOE (núm. 310), Jueves 27 diciembre 2007, p. 53410.

3) 「記憶」の語が存在しない以上、本来であれば括弧付きの「歴史記憶法」とするべきところだが、以下本稿では便宜上括弧なしの歴史記憶法と呼ぶ。 *El País*, 28/07/2006.

抛となった各種法律を廃棄。（廃棄条項（Disposición derogatoria））

- ④ 非合法性、不正義性：「政治、イデオロギー、あるいは宗教上の理由による」内戦中に実施された裁判の「非合法性（ilegitimidad）」が宣言された。また、フランコ体制中に同様の理由で下された判決は「不正義である（injusto）」とされた。（第3条）
- ⑤ 補償請求権：「個人的名誉回復及び（犠牲者としての）認知」を請求する権利を規定。（第4条）
- ⑥ 財政的支援の拡大：1979年に制定された法律の内容が拡充され、フランコ体制時に政治犯として収容された事実に関しても補償金を請求する権利を規定。（第5条～第10条）
- ⑦ 身元不明遺体の搜索と身元識別：共同墓所に身元不明のまま埋葬された遺体に関し、その搜索及び身元識別のため、行政機関は共同墓所のある土地を一時的に占有しうるとされた。（第11条～第14条）
- ⑧ 象徴物撤去：1936年フランコの蜂起、内戦及びフランコ体制を象徴する公共の場にある象徴物（紋章、旗、プレートなど）を行政が撤去するとされた。（第15条）
- ⑨ 「戦没者の谷⁴⁾」：例年少数のフランコ及びファランヘ党支持者によって、両者を顕彰する式典が民主化後も実施されていたが、これが公式に禁止された。また、同施設は、全ての死者を敬い、民主化後の憲法の抛って立つ価値観、平和、及び民主的記憶（memoria democrática）について学ぶ施設に改修される。（第16条）
- ⑩ 強制労働による建築物の同定：国がその他の行政機関と共同で、内戦及びフランコ体制期間中の強制労働による建築物のリストを作成することとなった。（第17条）

4) マドリード市郊外にある「戦没者の谷（Valle de los Caídos）」は、フランコの手によって1959年に建造された。2. (3) に詳述。

-
- ⑪ 国際旅団⁵⁾に参加した外国人へのスペイン国籍認定（第 18 条）
 - ⑫ 犠牲者団体の認知：これまで⑦の実施主体となってきた犠牲者団体に関し、その作業を国家として認知し、国が王令等を用いて当該団体の顕彰を可能とする。（第 19 条）
 - ⑬ 歴史記憶文書センター及び内戦関連文書館の設立（サラマンカ）（第 20 条、第 21 条）
 - ⑭ 情報へのアクセス：同施設に所蔵される文書に関し、内戦及びフランコ時代に関する歴史的な文書に対し、専門家のみならず一般市民のアクセス及び同文書のコピー取得の権利を規定。

この 14 のポイントほぼ全てが、政党間交渉及びマスコミ等における議論の論点となったといえるが、3. において後述するように、わけでも②、④、⑧、⑨、⑬の 5 点が、マスコミが大きく取り扱ったことや交渉の主要な対立点となった点で、特に重要であった。

2. 前史（サパテロ第 1 次政権成立（2004 年）まで）

(1) サパテロ第 1 次政権成立前

歴史記憶法成立までのプロセスに入る前に、その背景となるスペインにおける歴史認識問題の展開を概観しておく。バーネッカーとマイホールドによれば、スペインの歴史認識問題は、以下の 4 つの時期に分けられる⁶⁾。

第 1 期：1971～1975 年（フランコ体制末期の締付け緩和）

第 2 期：1976～1996 年（「沈黙の協定」）

5) 内戦中共和国側を支援すべく各国からスペインに参集した義勇兵。

6) Bernecker, Walter L. y Maihold, Günther, “Presentación: Consenso y Polarización en España” en Bernecker, Walther L. y Maihold, Günther (eds.), *España: del consenso a la polarización: Cambios en la democracia española*, Bibliotheca Ibero-Americana, Madrid, 2006, p. 12.

第3期：1996～2004年（公的議論の開始）

第4期：2004年～現在（公的議論の展開と法制化）

第1期は、フランコ体制末期の限定的な自由化により、以前では口にすることすら禁じられていた内戦期の特に共和国側にいた者達の抑圧の記憶も含めた内戦、あるいはフランコ体制について語ることが次第に始まっていった時期である。第2期はフランコ死後の民主化とその定着、スアレス及びカルボ＝ソテロの右派政権（民主中道連合：UCD）からゴンサレス左派長期政権への政権交代の時期にあたる。この時期、民主化とその定着により抑圧から自由になった歴史の専門家などが、徐々に内戦及びフランコ時代の事実の検証に着手し始めた。

他方、民主化の「影」あるいは「負債」として後日IUや犠牲者団体などから「沈黙の協定」と称され批判される状況が現出したのもこの時期である。スペインの民主化はイデオロギーの左右を問わないほぼ全ての政治勢力、使用者、労働者等の間意の幅広い協定乃至合意によって可能となったとされる。そのうち、特に政治勢力の結集に際しては、社会労働者党（PSOE）、共産党（PCE：後に統一左翼（IU）に合流）などの諸政党は、スペイン第二共和制が内戦という破局を迎えた歴史的反省から、いずれも民主化の平和裏の達成を至上命題としており、対立とそれによる民主化プロセスの停滞、内戦の再来を回避するため、最も政治勢力間対立の火種になりやすいスペイン内戦あるいはフランコ時代の対立あるいは抑圧には言及しないとの「協定」ができあがったというのである。1976年には内戦時の抑圧の犠牲者に対する補償に関する法律が制定され、フランコ時代の政治犯は国王による恩赦の対象となったが、それはその「協定」に抵触しない程度のもにとどまり、不十分だったという主張である。

第3期の8年は、アスナール右派政権のそれに該当する。政治の場において初めて内戦とフランコ体制が議論の遡上に上り公的議論が開始されたのもこの時期である。2001年2月13日、下院本会議で当時下院絶対過半数の与党PP（350議席中183議席、176議席以上で絶対過半数）により、PSOEとIU主導によるフランコ

体制非難の国会決議に関するイニシアティブが否決された。その後、2002年11月20日（フランコの命日に当たる）、左派諸野党のイニシアティブにより、下院の本会議ではなく憲法委員会にて法的拘束力のないフランコ体制等の非難が決議された。本会議から憲法委員会への「格下げ」によって、PPの妥協が引き出されて生まれたものとはいえ、スペイン民主化後、初めての国によるフランコ体制への公式の非難であった。

(2) サパテロ第1次政権（2004～2008年）

その後、サパテロ左派政権の成立を経て、公的議論がより広範に展開、さらに政治の場においても法制化への動きが顕在化する。サパテロ書記長のPSOEは、2004年総選挙に勝利したものの、首相指名成立に必要な下院350議席の過半数を抑えておらず、首相指名には少数与党の賛成票が必要であった。実際の指名投票で賛成したのは、議席数順にERC、IU-ICV、CC、BNG、ChAであった。このうち、ERCとIU-ICVに関しては両党合計で13議席、PSOEと合計すれば177議席となり、過半数の176議席を上回る。この両党とは、2003年のカタルー

政党名	議席数
PSOE	164
PP	148
CiU	10
ERC	8
PNV	7
IU-ICV	5
CC (カナリア連合)	3
BNG (ガリシア民族主義ブロック)	2
ChA (アラゴン主義者党)	1
Na-Bai (ナファロア・バイ)	1

図1.2004年総選挙下院の議席配分

ニャ州議会選挙の結果、カタルーニャ社会党（PSC：PSOEの連合政党）を主体とするERC、ICVとの三党連立州政権が成立しており、それ以降PSOEはERCとICV（とIU）それぞれと「優先的な関係」にあったといえる。

この、地方特に州議会における全国政党と地域主義政党の関係と、国会における両者の関係の連関（州の行政面などで全国政党が地域主義政党に一定の譲歩を見せ

る代わりに、地域主義政党が全国政党に対して国会で譲歩する）という形態は、国会与党が絶対過半数を持っていない際に現れる、スペインに特徴的な政党間関係である。ERC と IU-ICV は、サパテロ第1次政権を通じて、この左派政党同士の「優先的な関係」を軸として与党 PSOE に対してさらに左寄りの政策へと誘導する戦略を取る事となる⁷⁾。そして、歴史記憶法案は、ERC と IU-ICV が求めるその「さらに左寄りの政策」の重要な政策として位置づけられることとなった。この背景には、先に見た 96 年以降の公的議論の場における歴史認識問題への関心の一定の広がりや党勢の拡大に結び付けようとする両党の意図が指摘できよう。まず、ERC は党名の示すとおり共和主義政党である。内戦より前の第二共和制時代には既に存在し、内戦及びその後はフランコ体制による抑圧の対象となった。IU はスペイン共産党 (PCE) を実質上の主体とする共産系左派諸党の連合政党である。スペイン共産党は内戦時代共和国側の中心にあった政党であり、同じくフランコ体制期は抑圧の対象となった。中道左派有権者層は PSOE の独占状態にある以上、ERC は地域主義支持者のうち左派層、IU-ICV は地域主義に必ずしも積極的ではない左派層の地盤を維持拡大する必要があった。そのいわば「中道ではない左派の開拓」という点で、歴史認識問題は、それを含め人権問題に敏感な左派有権者を引き付ける格好の材料と認識された。

他方、PSOE 側の歴史認識問題への関心は極めて低かったといえる。少なくとも、歴史認識問題によって有権者をひきつけようとの意図は、サパテロ書記長の首相就任の前には看取できない。2004 年総選挙の PSOE 選挙プログラム、サパテロ首相の首相指名審議における施政方針演説のいずれにも、歴史認識問題に関する言及は全くない。

7) 例えばジャマサーレス IU 代表の『エル・パイース』紙への寄稿文。 *El País*, 18/12/2004. また、総選挙後の ERC 党大会におけるプイッチェルコス幹事長による発言など。

3. 論点の顕在化（2004～2006 年前半）

2004 年のサパテロ政権成立直後より、IU-ICV を主体とする下院における歴史認識問題にかかわる各種イニシアティブが推進され、「歴史記憶法」法制化の歩みが始まった。

それ以降の時期は、①関係省庁間委員会が発足してから、同委員会が歴史認識問題に関する報告書、及び歴史記憶法政府・与党原案を作成・提出し閣議がそれを了承するまでの間、及び②閣議を経た法案が下院に送られ政党間の交渉を経て可決成立するまでの、2つの期間に分かれる。本項 2.では、そのうち①を扱う。

2004 年 5 月 31 日、IU-ICV が歴史認識問題に関し与党 PSOE などと合意に達する準備があると表明した。PSOE からは、2002 年の下院憲法委員会での非難決議の内容を、合意文書のテキストに挿入する内容の修正案が提出され、それも含め、下院で PP の 149 名を除く全議員の賛成により可決された。

この合意に基づき、9 月 10 日、内戦及びフランコ時代の被害者に対する「道徳的・法的名誉回復」を目的とする、「歴史記憶と犠牲者の名誉の回復に関する関係省庁間委員会」の設立が閣議決定された。委員長はデ・ラ・ベガ第一副首相の就任が決定した。以降、これを関係省庁間委員会と称する。デ・ラ・ベガ副首相は閣議決定後の記者会見で、2002 年の下院における全会一致のフランコ体制非難決議の重要性を強調した。

このコメントは、2つの意味において政府・与党の立場を端的に示すものとして注目される。1つ目は、先に見た法律の概要のうちのポイント②のフランコ体制の非難に関し、あくまでも基本となるのは 2002 年下院憲法委決議であるとする点である。この後の過程で、IU-ICV は、同下院憲法委決議よりもさらに明示的なフランコ体制非難を求めていくこととなる。2つ目に、同コメントでは 2002 年決議が全会一致であった点が強調されている。政府・与党は 4. に見る政党間交渉の過程ほぼ全てを通じて、「可能な限り幅広い合意」を目指すことを基本的な態度とし、終

始それを維持した。

この関係省庁間委員会成立に前後し、いくつかの論点がクローズアップされ、それが後の歴史記憶法に何らかの形で反映されることとなる。より早く注目を集め始めた順番に、以下各論点について述べる。

(1) 身元不明遺体の調査

他方、関係省庁間委員会成立に先立つ 2000 年頃から、身元不明遺体の搜索及び身元識別の作業が、犠牲者団体の手により公的支援を受けず続いていた（ポイント⑦）。2004 年 7 月 20 日、内戦中コルドバにて銃殺された 22 人の共和主義者の遺体調査が同市で実施され、同年 8 月 3 日、ブルゴス市近郊で同 43 人の遺体が調査された件などは、比較的マスコミの注目を受けていた。他にも、以降法律制定まで、マスコミで報じられるか否かの別なく、犠牲者及び犠牲者団体とその支援者によって地道な作業が続くこととなる。歴史記憶法案が、行政機関がその作業の認可と支援を行うか否かも、ひとつの論点となった。

(2) 象徴物撤去の実施

関係省庁間委員会が成立した同日、ゲーラ憲法委員会委員長（PSOE）は、関係省庁間委員会で検討される内容のうち、特に内戦・フランコ時代の象徴の公的場所からの撤去に関して、多くの地方自治体で困難が予想される旨述べ、「ドイツやフランスでは議論の対象にすらならずに行われるだろうが、この国の事情は複雑であり、一歩ずつ進める必要がある」と述べた。先述のポイント⑧である。これ以降、特に 2006 年以降、正にゲーラが指摘した象徴物を撤去する主体は誰か（国、州、市）、また、州や市に属する公共物に関して国が自治体に撤去の義務を負わせるのかが焦点の一つとなる。

11 月 4 日、下院公共行政委員会は、PSOE、ERC、ICV の共同提案として、政府に対し次回総選挙までに公共施設、市役所のフランコ時代の象徴物撤去を求める提案を可決した。PP は棄権した。これを受けて、下院による法制化を待たずとも国

の権限において実施可能な象徴物に関して撤去が実施されていく。例えば、11月13日、ジャマサーレス IU 代表はマドリード市（ガジャルドン市長：PP）に対し、マドリード市中心部の中央官庁が集中する街区にあるフランコ騎馬像を撤去するよう圧力をかける旨述べた。ガジャルドン市長は、騎馬像は市ではなく、国の管轄下にあると述べるに留めた。2005年3月17日早朝、同騎馬像は撤去された。

翌18日、自治体が管轄する象徴物も含め、2005年7月までにフランコ体制の象徴物の撤去に関する「立法措置」を開始する旨閣議了承された。原則的に公共の場所にある象徴物は全て撤去の対象とされたが、美術史上の遺産に関する法制と背馳しない限り、との限定が付された。

同月19日には、各党がコメントを残している。サパテロ首相は、「民主主義国家において、独裁者の記念物が公共の場にあることは考えられない」と述べた。同日、ラホイ PP 総裁は、下院の審議の場で「(内戦とフランコ体制という)古傷を開く」、「スペイン民主化の精神を破壊する」として、象徴物撤去を含めた政府による一連の歴史認識問題への取り組みを批判した。デ・ラ・ベガ副首相はこれに対し、政府の取り組みは「歴史の消去ではなく、ページをめくることを意味する」と述べた。象徴物撤去問題に限らず、PPの歴史認識問題に対するロジックは、これ以降首尾一貫して同じだった。今後2008年の総選挙に向けて変わっていくのは、ロジックではなく批判のトーンであった。他方、党内でも時に異論が度々噴出した。⁸⁾

その後、2005年7月が過ぎても「立法措置」は開始されなかった。「立法措置」の開始となる関係省庁間委員会による報告書と政府・与党案提出までは、さらに1年以上の時間を要したのである。2005年11月18日、ERC及びIU-ICVは、連名で独自の歴史記憶法案を作成し下院に提出した。両党は、提出の動機として、政府による期限延長を批判し、また犠牲者の多くが高齢を迎え、一刻も早く法制化する必要がある事情を説明した。2006年2月21日、同様の法案を再度提出したが否決された。

8) 例えば、PP内穏健派でカタルーニャ PPピケ党首(2007年まで)は「憲法の精神と背馳する象徴物の(公共の場における)居場所は存在しない」と述べて、撤去支持の意を表明した。

この遅延には、2つの理由があった⁹⁾。1つ目は、法律上の技術的な問題である。関係省庁間委員会が組織され調査が開始されて以降、IU-ICV及びERC、犠牲者団体などNGOの要請を受け入れた形での法制化となった場合、行政機関への負担が過大になり、またスペイン法体系への信頼性に影響が及ぶという可能性が顕在化した。2点目に、与野党対立の深化を回避したいとの政府・与党側の意図があった。先に触れたように、スペインの民主主義定着に政・労・使等幅広い関係アクター間の合意があった事情から、スペインでは重要な政治的決定に関して事前の関係アクター間の合意を重視する傾向がある。関係省庁間委員会創設時のデ・ラ・ベガ副首相発言（「可能な限り幅広い合意を目指す」）などは、その合意重視の文化をサパテロ政権なりに踏襲したことの一つの現れといえよう¹⁰⁾。しかし、結果としてサパテロ第1次政権は、与野党対立が民主化以降最も先鋭化した4年間と評されることとなった。そしてその対立の主要争点として、この歴史記憶法案が重要性を帯びることとなる。

(3) 「戦没者の谷」

上記のポイント⑨、「戦没者の谷」の取り扱いに焦点が当てられたのも、この時期であった。

2005年3月28日、上院の審議の場でボッシュ議員（ICV）が、IU-ICVの要請により政府が下院に対し歴史記憶に関する法案を提出すると述べた。「立法措置の開始」に留まった政府・与党よりも一歩踏み込んだ発言であり、同年7月の期限までに法案の作成と下院への提出を求めているが、先述の通り結局守られなかった。

このボッシュ発言の際、法案の内容として特に注目を集めたのが、「戦没者の谷」を内戦及びフランコ時代の被害者の記念施設とするものであった。「戦没者の谷」は、名目上は、内戦の両陣営の犠牲者を祀る施設とされたが、その建設には内戦に敗北した共和国側の囚人15000名が徴用され過酷な労働に従事したとされる。また、共

9) *El País*, 18/11/2005.

10) Bernecker, Walter L. y Maihold, Günther, *op. cit.*, pp. 7-20.

和国側の戦没者・犠牲者を同施設に移葬するにあたり、遺族への通知等は一切行われなかった。法案はこの問題に対応すべきものとされた他、フランコ及びホセ・アントニオの墓所の「戦没者の谷」からの撤去及び遺体の遺族への返還、及び遺族の許可なく同施設に移葬された共和国側兵士などの遺体の身元確定調査及び遺族への返還がその内容となった。

(4) サラマンカ市からの公文書移設問題

2005年後半に、歴史認識問題に関して最もマスコミに取り上げられ国民的な注目を集めたのが、サラマンカ市の公文書館に所蔵されており、内戦時フランコ側によってカタルーニャ自治政府から強制的に接收された文書群のカタルーニャ州政府への移送・移管問題である（ポイント⑬）。

2005年9月15日、同年4月15日に閣議決定され下院に送られていた、文書の移管・移送を定める法案が、下院で可決された。反対票を投じたのはPPだけで、その他全政党が賛成した。CiUやEAは、賛成の意を示しながらも、「同様の要求は、バスク、アストゥリアス、アラゴン、バレンシアにも存在」し、今回の法案では対象がカタルーニャ州政府のみとなる点を強調した。同年11月3日には上院も通過し、法律として成立した。

2006年1月19日早朝、サラマンカ市警察による「妨害」やサラマンカ保守系市民の抗議活動なども報道される中、サラマンカ公文書館の一部内戦関連文書のカタルーニャ州政府への移管作業が開始された。サラマンカ市当局が即日、憲法裁判所及び全国管区裁判所にマドリードからカタルーニャへの移管差止めを求める訴えを起こすなどの曲折を経て、31日マドリードからカタルーニャへ移された。

当初より、移管にはサラマンカ市内外で保守層市民からの批判が多く、移管の模様をスペイン国営放送が生放送で中継する等国民的議論の対象となった。ランサローテ・サラマンカ市長（PP）は、「政治的負債の支払いのため、夜陰にまぎれて動く政府」と批判した。他方、カルボ文化大臣は「憲法の求める忠誠と協力を示していない」としてサラマンカ市当局を批判した。

移管の完了以降は、反動からか国民的議論としては急速に沈静化した。しかし、歴史認識問題をめぐる国、州、市の3つのレベル間での関係、及びカタルーニャ以外の州でも接收された文書の返還を求める声が存在することなど、論点としては継続していく。

(5) フランコ体制の非難

2006年1月、内戦及びフランコ体制の犠牲者及び家族団体である歴史記憶回復協会 (ARMH : Asociación por la Recuperación de la Memoria Histórica) は、2006年を内戦及びフランコ体制の犠牲者の記念年とすべく政府に求める意思を明らかにし、下院本会議ではなく委員会の場でフランコ体制の非難を決議した2002年とは異なり、下院本会議にて非難を行うよう求めた。

このイニシアティブは、IU-ICVの手により下院で取り上げられることとなり、2月7日、下院はIU-ICVの提出による2006年を内戦及びフランコ体制の犠牲者の記念年とする法案に関し、「考慮に入れる」旨決した。PPは反対票を投じた。4月27日、下院で2006年を「歴史記憶年」とする決議が採択された（賛成172票、反対131票、棄権4票）。反対はPPのみで、「古い傷を開く」との従来の論理を展開した。ERCは政府の措置は不十分として棄権に回った。

PSOEは全党間の合意を企図して修正案を提出していた。修正案では、75周年に際し「その全ての長所と欠点、複雑性、悲劇的な瓦解を含めて、第二共和制時代の政治・社会的価値観の大部分を想起する」との一文、とりわけ「その全ての長所と欠点、複雑性、悲劇的な瓦解を含めて」と「大部分」との語が挿入された。これは主にPP、とりわけ内戦の原因の解釈について第二共和制にも非を求め、フランコ側のみに一義的に責任があるわけではないとするPP右派に配慮した措置であった

(PPは、2006年を「和解の年」とするべきと主張していた。5月24日、上院で同法案が修正の上可決され、下院に再送致された)。序文では、内戦の犠牲者の記憶に加え、民主化に貢献した人々の記憶に関する言及が挿入されたが、他方、上院における交渉過程では、海外にいる犠牲者及び家族への言及、フランコ体制及びその抑

庄への言及が大幅に削除された。6月24日、下院において上院での修正案も含めた法案が可決され、正式に決定された。

他方、欧州評議会議員会議の恒久的委員会 (Comisión Permanente de Asamblea Permanente del Consejo de Europa) は2006年3月18日、1939年から1975年のフランコ体制下における「多数かつ重大な人権侵害」を非難する決議を、全会一致で採択した (委員会での投票時、PPが所属する欧州民衆党議員団は欠席)。国際機関によるフランコ体制の非難決議はこれが初めてで、後に成立した歴史記憶法前文でもフランコ体制非難の根拠として参照される決議である (1. のポイント②)。

(6) まとめ

この時期に浮上した、法案の内容をめぐる主要な論点をまとめるなら、①身元不明遺体の調査、②象徴物撤去とその実施主体 (国、州、市のどれか)、③戦没者の谷の取扱い、④公文書の取扱い、⑤フランコ体制非難のあり方、の5つとなろう。これ以降、その全てにおいて、与党PSOEとIU-ICV他野党間の交渉により内容が二転三転し、また新たな論点が続々と追加されていくこととなる。

また、今後法案成立までの交渉における問題点もこの時期に明らかとなったものが今後も継続することとなる。まず、関係省庁間委員会の調査及び報告書提出から法案テキスト作成の作業までの所要時間が、先に述べた技術的困難と政治的理由により、事前の政府・与党及びIU-ICVなど野党の予想に反して長期化した。可決成立までの間、法案テキストの交渉過程で政府側が自ら期限を示すことが度々あったが、不履行となり延期されるケースがほとんどであった。不履行が繰り返されるうち、IU-ICV、ERC、犠牲者団体などのフラストレーションは強まり、政府・与党への批判は次第にトーンが高まっていった。とりわけ、まだ存命中の犠牲者の多くは高齢であり、一刻も早い法制化による認知及び名誉回復措置が求められた。歴史記憶法案の抱える根本的なディレンマであった。

次に、歴史記憶法案に関する各党の主張と政党間関係と交渉の構図も、この時期にほぼ出揃ったといえる。まず、主たる推進者であるIU-ICVとERC、特に前者

が、当初党の公式見解としては無関心であり、その後可決成立にいたるまで終始主体的な行動を取らなかった与党 PSOE に対し、PSOE との「優先的な関係」を利用して圧力をかけ続けた。また、最大野党の PP は、「古傷を開くな」との PSOE 批判のロジックを示した。サパテロ第 1 次政権の一つの特徴であった PSOE-PP 間の対立が、2008 年総選挙に向けて次第に厳しくなるにつれ、批判のトーンは上昇した。

4. 与野党対立の深化（2006 年後半～可決成立後まで）

(1) 2006 年後半

前項では、主要論点及び問題点の理解を容易にするため、論点別に記述した。本項では、前項の内容に基づき、時系列で与野党間の対立の深化と政党間交渉を観察する。

2006 年 5 月初頭、デ・ラ・ベガ副首相は同月末までに関係省庁間委員会作成の報告書及び政府・与党原案が提出される必要があると述べた。また、同年の下院特別審議では、ジャマサーレスがサパテロ首相に早期の法制化を繰り返し求め、応じたサパテロ首相が、3～4 週間のうちに法案が下院に提出される予定だと答えた。結局これらの期限は守られず、7 月末まで順延された。7 月 3 日の『エル・パイース』によれば、法律上の技術的な問題を回避するための最終的な修正が順延の主たる原因であった¹¹⁾。閣議への報告書と法案の提出及びその決定が実現したのは 7 月 28 日、8 月の夏期休暇に入るほんの数日前だった。以降、国会での審議にかけられることとなった。

その閣議決定に先立つ 7 月 16 日、ERC 及び IU-ICV は、歴史記憶法案について、PSOE が軟弱な法案しか提出しない場合、同法案には賛成しないとの見解を公表していた。とりわけ、内戦中の軍事裁判及びフランコ時代に下った判決の「法的無効性 (nulidad jurídica)」が明確に宣言されない場合、絶対に賛成しないと明言していた。関係省庁間委員会による報告書及び政府案作成作業完了の、度重なる順

11) *El País*, 03/07/2006.

延の原因であった法律上の技術的問題が、両党が立場を明確にし政府・与党に圧力をかけることにより法案の主要な論点として浮上したこととなった（1. のポイント④）。

歴史記憶法案が、「誰も満足しない」との評価を受けたのは、法案として正式に国会の審議にかけられることが決定した、正にその時からであった。国会各党では、ラホイ PP 総裁が同法案を「争いのないところに争いを起こす」として評価した。ジャマサーレス IU 代表は、「喜ぶべきことではない」と失望の念を述べた。タルダ ERC 下院議員会長は、「安物の喜劇」と表現した¹²⁾。主要な犠牲者団体の評価も同様に否定的で、主要政党よりも手厳しくすらあった。シルバ ARMH 会長は、同法案を「恥ずべきもの」と評価した。記憶フォーラム (Foro de Memoria) は声明で、「カフェイン抜き」、「完全な期待はずれ」と表現した。

この段階で、歴史記憶法案は政党間関係にも一定の影響を及ぼしたことが明らかとなった。サパテロ政権の成立当初から2年間以上歴史記憶法案に優先案件として取り組んできた IU と与党 PSOE の関係について、ジャマサーレス IU 代表は、8月9日の『エル・ムンド』紙向けインタビューで、歴史記憶法案について「PSOE が PP とのこれ以上の関係悪化を恐れて法案の内容を軟化させた」と批判し、「PSOE との関係は、本日時点で凍結している」と述べるに至った¹³⁾。

PSOE と PP の関係は、歴史記憶法案とは直接は無関係の ETA テロ対策を巡って既に深刻な対立状況にあった。サパテロ政権が、その成立以降の状況を受け、従来の対 ETA 強硬策から対話路線に転換し、PP はそれを厳しく批判したのである。2. (3) に述べた、民主化以降最も厳しい与野党対立が現出したのは、2006年の政府による ETA との対話開始宣言以降とあってよい。対話路線への転換という大きな変更を短期間で撤回するはきわめて非現実的であった。加えて、民主化以来のスペイン政治を特徴付ける一つの要素であった合意重視の傾向に則るのであれば、現状以上に対立を先鋭化させないために、PSOE としても相対的に関心の高くない案

12) *El Mundo*, “Un proyecto de ley que satisface a nadie”, 28/07/2006.

13) *El Mundo*, 09/08/2006.

件で一定の歩み寄りを PP に対してみせるとの行動は理解しうる。ジャマサーレス発言は、それを念頭に置いたものと推測できる。にもかかわらず、2006年以降も結果としては PSOE と PP 間の与野党対立は先鋭化していった。他方、PSOE と IU-ICV あるいは ERC との関係については、その実質的な基盤の一つであるカタルーニャ州政府における左派三党連立政権は、9月4日に実施されたカタルーニャ州議会選挙以降も維持された。

また、この時期以降の IU による政府・与党案批判の際の論点のうち、最も重要な点は、先の「法的無効性」の論点であった。PSOE はこれに対し、法技術上の観点から法的無効性の宣言は難しいとの従来の立場を崩さなかった。9月14日、ジャマサーレスは、下院の審議でサパテロ首相に対し、歴史記憶法案がなぜ名誉回復に留まり、法的無効化をしないのかと質問したのに対し、首相は「(犠牲者の) 労苦と(犠牲者の) 忘却行為の認知は、現行憲法の観点から十分に行われている」と述べ、「法的無効性」の宣言を明確に否定した。

2006年12月5日、政府・与党案に加え、独自の歴史記憶法案を提出していた IU、ERC 等野党案に関し、今後どの法案について審議を継続するかについての審議が行われた。IU は、歴史記憶法政府・与党案に「現在の民主主義体制は、第二共和制を継承するものであり、従って、(内戦及びフランコ時代の死刑判決等の) フランコ体制の法的遺産は許容できない」との内容の明記を要求した。

一連の審議が終了する直前、PSOE は、内戦及びフランコ時代の判決修正に関する立場を、従来の受け入れないとの立場から一転、IU 及び ERC に対する妥協案を提示した。具体的には、「無効化 (nulidad)」ではなく「有罪判決は全くの不正義であったとの厳かな宣言 (declarar solemnemente que las condenas fueron totalmente injustas)」とすれば受け入れるとの立場に改めたのである。また、翌年2月に審議を再開する旨決定された。

ハウレギ (PSOE 下院) は、「民主化を支配した共存の基盤と和解及び許しの原則を壊さず、歴史に対する負債を返済する」と同党の従来の立場を繰り返した。

2006年12月14日、歴史記憶法案の政府・与党案及び各野党案がそれぞれ下院

での投票¹⁴⁾にかけられ、野党案が否決、政府・与党案のみが今後の審議にかけられることに決定した。PSOE 案は、CiU 及び PNV、カナリア連合 (CC) の支持を得て今後の審議継続が決定した。投票に先立ち、CiU 及び PNV は、IU と ERC の「法的無効化」を支持していたものの、投票自体は政府・与党案の今後の審議に賛成した。今後の条文の修正でそれを求めるとしたものであった。

デ・ラ・ベガ第一副首相は、政府・与党案審議継続決定に関して、満足の意とともに、政府は公約を果たしつつあるとの見解を示した。下院議員では、タルダ (ERC) が「犠牲者を侮辱している」と直ちに批判した。また、アテンシア (PP) は従来の PP の主張に加え、「ドイツなど他国の歴史記憶問題のモデルを追うべきとの観念に囚われることはない」と述べた。

政府・与党案の継続審議が決定した翌日、ジャマサーレスは「PSOE との優先的關係は終焉した」と述べたが、一方でカタルーニャにおける三党連立の枠組みに影響することはなかった。

(2) 2007 年統一地方選挙まで

2007 年 5 月実施された統一地方選挙では、前年に顕在化した与野党対立に加え、各党は有権者動員のため自党の主張をそれまで以上に強硬に主張し、対立傾向はさらに先鋭化した。

PSOE-PP 間の対立に際し、ETA テロと並んで主要な争点となったのが、歴史記憶法案であった。PP は 2007 年 1 月から、ETA テロ対策と並び歴史記憶法案を PP から政府・与党への「攻撃材料」とする旨相次いで報じられた。同年 1 月 7 日付の『エル・パイース』紙が伝える PP 関係筋は、PP は歴史記憶法案に関係のある事案では政府と一切協力せずただちに法案の撤回を求める、また、ETA テロ対策とレベルの政府・与党への攻撃材料にすると明言した。また、法案が可決成立した場合、PP が下院 5 分の 2 以上の議席を有していることを利用し、名誉回復請求の審

14) 投票は、各法案の今後の審議の可否を問うもので、案全体が賛成を受ければ、以降条文の修正に関する審議が始まる。他方、案全体が否決されればその後の審議は行われない。

査を行う専門家委員会の委員選出をブロックすると述べた¹⁵⁾。

3月5日、歴史記憶法案に関する PSOE と IU-ICV 間の交渉について、『エル・パイース』紙は法的無効性に関して PSOE が「法的無効性 (nulidad jurídica)」に替わり「非合法性 (ilegitimidad)」の言葉を採用する可能性について検討中と報じられた。先に述べた「不正義 (injusto)」との表現に追加する形となった。

この法的無効性の論点も含め、3月の下院における審議中、歴史記憶法案に合計200以上の条項別修正案が提出された。法的無効性論点に関しては、ERC と IU-ICV などが事前の予想通り「法的無効性」を宣言する修正案を提出した。しかし、後にジャマサーレスが「非合法性」を受け入れる準備があると表明、一方の ERC は法的無効性の宣言が挿入されない限り法案には賛成できないとの従来の立場を主張して譲らず、ここが IU-ICV と ERC が袂を分かつポイントとなった。これ以降、ERC はその立場を崩さずに、実質上歴史記憶法案の交渉からは退場し、2007年10月31の下院における採決でも PP と並んで反対票を投じた。

4月19日、『エル・パイース』紙は PSOE と IU-ICV が歴史記憶法案の修正内容に関し合意に至ったと報じた。主要な合意内容は法的無効性に関する記述で、「非合法性」とすることで両党は一致、また、その代償として専門家委員会による「非合法性」審査の文言、及び内戦の両陣営を「犠牲者」として等しく扱う文言は削除で合意したと報じられた。「非合法性」の審査は、専門家委員会に替わって法務省が担当するとされた。これに関し、ジャマサーレス代表は「非合法性」と記述する点で妥協のように見えるが、IU が諮問した法律の専門家によれば、内戦及びフランコ時代の判決見直しの法的根拠として十分であると述べた。ICV 下院のエレーラは、本来主張していたのは「法的無効性」であることを繰り返し強調しながらも、ジャマサーレスの見方に同調した。他方、デ・ラ・ベガ副首相、ガリード PSOE 下院議員会長は「非合法性」の宣言は遡及効の根拠にはならないと明確に述べた。また、政府は特に「非合法性」を根拠とする経済的保障措置請求を回避したい意向、と報

15) *El País*, 07/01/2007; *El Mundo*, 27/01/2007, etc.

じられた¹⁶⁾。犠牲者団体のうち、ARMH のシルバ会長は、「これで法案が道徳的効果を持ちうる」として、この合意を評価するコメントを残した。

統一地方選挙の結果は、PSOE-PP 間の対立を反映するかのごとく、総獲得議席数では PSOE が PP を上回り、総得票数では PP が PSOE を上回るという、実質上の「引き分け」となった。他方、IU、ICV、ERC はいずれも総獲得議席数、総得票数で 5%~10% 減となった。

(3) 2007 年 9 月前半まで

統一地方選後の 6 月 25 日、PSOE 及びその他下院各会派は、下院憲法委員会における歴史記憶法案の審議再開を、夏期休暇明けの 9 月とすることで合意した。この際の報道で、PSOE 側からは、「法的無効性」の主張で妥協しない ERC、及び多数の論点で溝が埋まらない IU-ICV に替わり、同法案の可決成立のために CiU 及び PNV の票を頼る意図である旨報じられた¹⁷⁾。

この時点で政府・与党には歴史記憶法案の可決成立を急ぐ理由があった。次回総選挙は 2008 年 3 月に予定されており、その前後では歴史記憶法案に限らず全ての法案の審議が実質上停滞し、審議再開は総選挙及び組閣（3 月に総選挙が行われた場合、通常 4 月中）、また総選挙後の各政党の党内情勢によってはそれ以降も審議再開が出来ないことが予想された。また、2008 会計年度（2008 年 1 月~12 月）予算に歴史記憶法案関連予算を盛り込むためには、毎年予算法が可決される 12 月までには成立させておく必要があった。また、8 月は夏期休暇に入りこれも審議がストップする。この時点で、交渉期間は 7 月と 9 月の 2 ヶ月しか残されていなかった。ガリード PSOE 下院議員会長は、「7 月中に各党との交渉を活発化させる」と述べた。また、交渉再開後の 9 月 8 日、『エル・パイース』紙は政府筋情報として、サパテロ首相が議会任期満了前に歴史記憶法案を成立させるよう指示をしたと報じら

16) *El País*, 22/04/2007.

17) *El País*, 25/06/2007.

れている。

8月17日、ICVは公式見解として、同党が政府提出2008年度（1月～12月）予算法案（通常前年末までに可決される）に賛成するための3つの条件の1つとして、歴史記憶法案の年内成立を挙げ、9月の交渉再開を前にPSOEに対し圧力をかけたが、他方の政府・与党は、成立を楽観視していると報じられた。8月21日、『エル・パイース』紙は、政府筋情報として、PPが与野党対立を深めるという有権者動員戦略のため、与党以外の政党からも孤立状態にあり、それを利して歴史記憶法も含めた現在懸案の法律を総選挙前に可決させられると政府は確信していると報じた¹⁸⁾。

本項冒頭に述べた報道に呼応するように、8月末にかけて政府・与党とCiUの交渉に関する報道が相次いだ。8月31日、CiU下院のドゥランは、内戦中共和国側地域でも抑圧があったことを歴史記憶法案が認めるよう政府・与党に要求すると述べた。具体的には法案第2条に同様の趣旨の記述を挿入するよう求めた。CiUは、カタルーニャ民主集中（Convergència Democràtica de Catalunya）とカタルーニャ民主同盟（Unió Democràtica de Catalunya）の連合政党（中道右派、カタルーニャ民族主義）であり、ドゥランはカタルーニャ民主同盟の党首でもある。スペイン内戦当時同党は既に存在しており、同党が当時共和国側地域にあって共和国側の抑圧を受けたとの主張が根拠にある。9月1日、デ・ラ・ベガ副首相は、共和国側の抑圧を認める修正を否定する旨発言した。他方9月3日、ドゥランは歴史記憶法案の成立可能性について楽観視する発言をした。PNVも同様に法案の修正を要求している。サラマンカからカタルーニャへの公文書移管が実現したように、バスク州政府へも公文書返還が実現するよう修正すべきとの主張である。

（4）可決成立まで

以下、『エル・パイース』紙の報道などによって、下院による可決直前の時期の交渉を見ていく。

9月23日、同紙は、歴史記憶法案の「非合法性」宣言について、表現の明確さを

18) *El País*, 21/08/2007.

めぐり政府・与党と IU-ICV 間で違いはあるものの、それにより経済的補償が認可される可能性が残されているとの見解で既に合意に達しているが、法律にフランコ体制の明確な非難を明記するかの論点を巡りいまだ交渉中と報じた。

9月26日、政府は歴史記憶法案を交渉中の下院各党（CiU、PNV、IU-ICV など。ERC は含まれず）に対し、下院での実質審議前最終版となる法案テキストを送付したと報じられた。フランコ体制期の法律廃棄に加え、序文では、IU-ICV が求めていた「フランコ体制の明示的非難」に対する代替案として、従前の 2002 年下院憲法委員会でのフランコ体制非難を公式見解として維持するとの内容を改め、2006 年欧州評議会議員会議の恒久的委員会によるフランコ体制非難をスペインの公式見解としても支持すると改めた。下院本会議での非難決議という「格上げ」の要求を、EU という超国家的枠組みを用いて迂回したものであった。象徴物撤去に関しては、この時点において、その主体を従来の「行政機関」ではなく「市役所及び自治州」とする旨明記された。

9月27日、政府・与党が CiU の求めに応じ、法案でカトリック司教に対する抑圧を認可するよう法案を変更したと報じられた。具体的には、第2条1項と第3条2項にそれぞれ『『宗教的理由による』判決の根本的に不正義な性格 (el carácter radicalmente injusto) を宣言』、「宗教的信条による」フランコ側の裁判及び戦時裁判（フランコ側か共和国側かは明記されていない）の判決の非合法性 (ilegitimidad) を宣言するとの変更であった¹⁹⁾。

10月4日、『エル・パイース』紙は、幅広い合意を目指す政府・与党が BNG 等諸派にも政府法案の支持を要請し交渉に入っていると報じた。また、CiU が主張する共和国側地域でのカトリック教会に対する共和国側による抑圧に関する表現について、内戦当時共和国側だった PCE を党内に抱える IU-ICV が承諾するのを待っている状態と報じた²⁰⁾。

7日、ガリード PSOE 下院議員会長は、歴史記憶法案に関する交渉が打開し、7

19) *El País*, 27/09/2007.

20) *El País*, 04/10/2007.

政党（PSOE、CiU、PNV、IU-ICV、BNG、アラゴン主義者党、ナファロア・バイ）が合意に達したと記者会見で述べた。合意内容に基づき、下院における採決では CiU、PNV、IU-ICV、BNG、アラゴン主義者党、ナファロア・バイの支持を得る見通しとなった。ジャマサーレス IU 代表は「基本的合意」に関して祝意を表明し、「内容は十分に改善した」と述べた。

10日、下院憲法委員会の PP 代表及び ERC 代表をのぞく 7 党の代表が会合し、下院本会議での審議にかけられる歴史記憶法案の法案テキストについて合意した。7 日の合意が反映されたが、象徴物撤去に関し、州政府及び市役所に対する「勸奨」であったところを、「全行政機関は、適切な処置をとる」との表現に改められ、実質上国を含む全行政機関の義務となることが決定された。また、以前の法案テキストにあった、内戦及びフランコ時代の「非合法」、「不正義」の判決を下した裁判にあたって告発した者の名前が、当時の公文書の公開に当たって秘匿される旨の記述があったが、それが削除された。

同日、ARMH は、ほぼ合意に達し下院での可決成立の見通しの立った歴史記憶法案に関し、現状の法案が最終的なものとならず、成立後も国会での議論が続くよう望むとの見解を表明した。

この 7 党合意が成立して以降は、主に PSOE がいくつかの修正を付加しつつも、大きな抵抗なく事が運んだ。10月17日、下院憲法委員会にて、下院本会議に送致する歴史記憶法案テキストを可決、同 31 日には、下院本会議が歴史記憶法案を可決した。賛成票を投じたのは PSOE、CiU、PNV、IU-ICV、採決には内戦及びフランコ体制の犠牲者及びその家族が招待され、採決後は拍手で祝福した。12月10日の上院での可決を経て、12月26日に官報で公示の上施行された。可決後の各党代表コメントでは、「歴史認識問題はこの歴史記憶法の可決をもって終了するわけではなく、歴史記憶法改正も含め継続して議論すべきであるとする点は各党とも共通していた（PP 除く）。少なくとも政治レベルにおける議論継続の可能性は、2008 年総選挙の結果を待つこととなった。

(5) 可決成立後

歴史記憶法の成立後、同法関連予算も含めた 2008 年度予算法案が成立し、4 年の任期満了に伴って上下両院は解散、以降は総選挙一色の雰囲気となった。

2008 年総選挙における PSOE の選挙公約、及びサパテロ首相第 2 期目の施政方針演説では、前政権の成果の 1 つとして歴史記憶法が挙げられたが、同法の改正含め今後の歴史認識問題への取組みに関する言及はなかった。また、歴史記憶法と歴史認識問題に関する報道はきわめて散発的となり、スペイン国民全体としての関心は、現時点では低下したように見える。

2008 年総選挙では、PSOE 及び PP がいずれも微増であった一方、少数政党では明暗がはっきり分かれた。CiU と PNV がそれぞれ現状維持と 1 議席減に留まった一方で、歴史記憶法案の主たる推進者であった IU-ICV と ERC はいずれも改選前議席の半分以下となった (IU-ICV: 5 議席から 2 議席、ERC: 8 議席から 3 議席)。両党とも、党首が開票当日に次期党大会における不出馬を表明し、選挙結果の責任を取る形での実質上退陣となった。IU-ICV、ERC とも、歴史記憶法案に代表される左派的な政策を前面に打ち出し、特に IU-ICV は「PSOE に左旋回を強いる」との選挙前からの戦略を引き続き推し進めた選挙活動の、まさにその結果としての大敗であった。

おわりに

以上、スペインにおける歴史認識問題の一つの極点としての歴史記憶法の成立過程を、与野党間の関係と交渉を中心に見てきた。一連の過程を通じて明らかになったのは、第一に、スペインの歴史記憶法は、犠牲者の高齢化が進み早期の法制化が叫ばれる一方、法技術的な難点や「合意重視」のスペインの政治文化の存在、及び、まさに法技術的な難点と「合意重視」の文化があるために、議論の成熟に多大な時間を要するという根本的なディレンマを抱えたまま成立したという点である。第二に、かかるディレンマを抱えている以上、議会という場で政治的な決着が図られた

こと自体はきわめて自然だが、議会である以上、議会政治の政党間関係と交渉の論理、つまりスペイン議会政治の特徴の影響を逃れ得なかったということである。具体的には、先に触れた政党間合意の重視傾向、地域主義政党の中央国会における政治的影響力行使のあり方、わけても、政権党 PSOE が絶対過半数を制していないという3点である。

この点、例えばドイツにおいては、歴史認識問題の国家としての結論が、いわゆる「戦う民主主義」概念といういかなる合法的政治勢力によっても、異論を挟むことすらはばかられる理念として結実していることや、関連法制化のプロセスで市民社会からの直接的な参加度が高かったチリ、アルゼンチンなどの事例に比して、きわめて特徴的といえよう。²¹⁾

2004年から2006年にかけて、IU-ICVとERCがPSOEに圧力をかけ続けることができた根拠となったのは、カタルーニャ州議会における左派三党連立政権の存在、下院におけるPSOE、IU-ICV、ERCの議席配分と、それを軸にしたPSOE、IU-ICV、ERCの「優先的な関係」であった。その後、IU、ERCともにその「優先的な関係」の凍結あるいは終了に言及してまで圧力をかけ続けたが、IU-ICVは言及そのものとは対照的に、最終的には可決の際に賛成票を投じており、「優先的な関係」を完全に解消することはなかった。本文では触れなかったが、ERCとPSOEはカタルーニャ州自治憲章の改正過程（2006年前半）において、三党連立解消にまでは至らなかったものの、若干関係が悪化している。ERCは、PSCが推進した改正自治憲章に反対票を投じている。

歴史記憶法可決直前数ヶ月の交渉においては、特にPSOEがIU-ICVと、交渉から実質上脱落したERCにかわる連携相手としてCiUとPNVを模索し始め、またIUが「法的無効性」の語にかわり「非合法性」及び「不正義性」の語を受け入れた辺りから、IU-ICVの交渉における存在感が低下している感は否めない。これはつまるところ、PSOEがIU-ICVとの「優先的な関係」に依存する度合いは、

21) Aguilár Fernández, Paloma, Políticas de la memoria y memorias de la política, Alianza Editorial, Madrid, 2008.

さほど大きくなかったということでもある。PSOE のアジェンダに歴史記憶法案を入れることは可能であったし、法律の制定にまでこぎつけたとはいえるが、「非合法性」と「不正義性」に加え、法律には「記憶」の語が入っていないことなど、肝心な法律の内容において PSOE から決定的な妥協を引き出せていない。

加えて、歴史記憶法を中心とする左派的イニシアティブを推し進めた結果、IU と ERC が自党や支援する犠牲者団体も完全に満足し得ない法律しか得られなかった上、総選挙で大敗を喫し、それに伴って、市民社会において歴史記憶の認知を議会のレベルで反映する「声」が著しく縮小した点は重要であろう。総選挙から1年弱を経た本稿執筆の段階において、歴史認識問題への関心は、犠牲者及び犠牲者団体、及び歴史学者や同問題に関心を持つ法学者を中心とする専門家あるいは知的エリートなど、市民社会のレベルに限定されている²²⁾。下院における主体であった IU-ICV と ERC が大きく後退した今、スペインの歴史記憶問題は、政党間関係と交渉の論理に晒された後で、それを本来担うべき主体の手に再び戻ってきた、というべきかも知れない。『エル・パイース』のコラムニスト、ガジェゴ＝ディアスは、次のように述べている。

記憶とは、名誉と同じようなもので、特定の省や局に宿っているわけではない。それは、個人の中にしか存在しない。記憶を耕すのは、市民社会でなくてはならない。死者に名誉を与えるのは、我々市民である。遺体の身元確認をしなければならないのも当然、その作業を行う犠牲者団体に政府が財政支援を行うのも当然である。(略)しかし、経験を生かすために記憶をよみがえらせるのは、政府でも、法律でもない、我々市民の手で行わなければならない²³⁾。

22) マスコミでは、スペイン最大の日刊紙である『エル・パイース』紙は、本稿で取り上げた「歴史記憶法」成立過程を通じ、また現在に至るまで継続的に歴史認識問題を取り上げている。また、2008年10月、全国管区裁判所バルタサル・ガルソン判事により身元不明遺体調査要請の請求受付開始が決定された前後、全国日刊各紙、テレビ等で大々的に取り上げられた。

23) Gallego-Díaz, Soledad, "La memoria no reside en la política", en *El País*, 21/07/2006.

参考文献（本文及び脚注はで明示的に言及しなかった二次文献のみ）

Brinkmann, Sören, “La recuperación de la “memoria histórica”: entre el incumplimiento institucional y la instrumentalización política” en Bernecker, Walther L. y Maihold, Günther (eds.), *España: del consenso a la polarización: Cambios en la democracia española*, Bibliotheca Ibero-Americana, Madrid, 2006, pp. 203-218.

Juliá Díaz, Santos, “Memoria, historia y política de un pasado de guerra y dictadura” en Juliá Díaz, Santos (dir.), *Memoria de la guerra y del franquismo*, Taurus, Madrid, 2006, pp. 15-26.

Molinero, Carme, “¿Memoria de la represión o memoria del franquismo?” en Juliá Díaz, Santos (dir.), *Memoria de la guerra y del franquismo*, Taurus, Madrid, 2006, pp. 219-246.

Reig Tapia, “El debate sobre el pasado y su importancia para el presente” en Bernecker, Walther L. y Maihold, Günther (eds.), *España: del consenso a la polarización: Cambios en la democracia española*, Bibliotheca Ibero-Americana, Madrid, 2006, pp. 167-202.

（筆者は前在スペイン日本大使館専門調査員）